

# TUMO Gunma 送迎バス 2・3月期運行業務仕様書

## 1 業務名

TUMO Gunma 送迎バス 2・3月期運行業務

## 2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

## 3 業務内容

### (1) 無償送迎業務

- ①受託者は、別添運行計画書に基づきバスを運行し、送迎業務を確実に履行すること。なお、乗車人数は利用者の申し込み状況により変動がある。
- ②運行計画書に変更がある場合は、変更の2週間前までに委託者が受託者に提供するものとする。

### (2) 報告業務

- ①受託者は毎月の業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し委託者に提出すること。
- ②委託業務の処理状況について隨時調査し、必要な報告を求めることができるものとする。

## 4 運行日数及び運行時間

別添運行計画書のとおりとする。

## 5 目的地及び経路

### (1) 目的地：G メッセ群馬（4階 TUMO Gunma）

〒370-0044 群馬県高崎市岩押町12番24号

### (2) 経路：JR高崎駅東口近辺 → G メッセ群馬

## 6 使用車両等

- （1）バスの乗車人数に合わせた受託者所有の車両を使用すること。また、車両については、中型バス1台を使用することを想定している。
- （2）補助席を含め1人1座席で、かつ、全員が着席することができる車両を使用することとし、マグネット等で当該送迎バスと認識ができるようにすること。
- （3）送迎バスの利用人数の見込みは、新規の利用登録等の事由により、増減することをあらかじめ十分理解し、使用車両の変更等可能な限り対応すること。
- （4）路面の積雪や凍結時には、スタッドレスタイヤを装着するなど、安全にバスを運行できるような対策をすること。

## 7 車両の保管場所

車両の保管場所は、受託者により確保するものとする。

## 8 委託業務の基本方針

- (1) 利用者の送迎業務を安全かつ確実に行うこと。
- (2) 道路交通法及び関係法規・規定を遵守すること。
- (3) 運転前には、運転士の健康状態を確認すること。
- (4) 車両の整備点検は常に万全の注意を払い、緊急時には速やかに対応すること。
- (5) 万一事故等の場合は、素早く全面的に対応すること。
- (6) シートベルトを必ず着用するよう指導すること。
- (7) 乗降時の人数確認及び乗降時に異常がある場合、速やかに委託者に連絡すること。

## 9 運行責任者の配置

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために運転士以外で運行責任者を配置し、緊急の連絡対応ができるものとすること。
- (2) 運行責任者は、運行開始時間から運行終了時間まで対応できるようにすること。

## 10 緊急時等の対応及び連絡

- (1) 自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、委託者と協議のうえ対応を決めること。
- (2) 万一、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、協議のうえ事故等の処理にあたること。
- (3) 道路工事等により迂回が必要となった場合は、安全に運行できる経路を委託者と協議の上再設定するが、それに伴う委託料の変更は行わない。ただし、業務量等に大幅な増減が生じ委託料に影響がある場合は、契約額の変更を行うものとする。

## 11 損害賠償義務

- (1) 受託者は、委託業務中に第三者等に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。また、運転士に係る保険についても受託者において加入するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務中に児童、教職員等の学校関係者に損害を与えたときは、その損害すべての賠償を行うものとする。ただし、受託者の責に帰す事由が認められない場合はこの限りではない。

## 12 費用負担

受託者が負担する費用は、本業務委託料とする。本業務委託料に含む主な費用は以下のとおりとし、本業務委託に必要と判断される他の費用も含むものとする。

- (1) 人件費（給与、通勤費、福利厚生費等）
- (2) 車両整備費（車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル、エレメント代、重量税、自賠責保険等）
- (3) 燃料費

- (4) 消耗品（清掃用品、消毒液等）
- (5) 保険料（対人、対物、人身傷害、車両保険等）
- (6) 保険料（運転士等）
- (7) 事故などに係る使用車両の修繕費及び当該修繕に伴う代替車両等の諸費

### 1.3 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この業務により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

### 1.4 その他

- (1) 往路降車後は定められた場所へバスを駐車し、待機すること。その際、あらかじめ発行された駐車許可証を、バス車内へ外から見える形で掲示すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。